

令和7年度  
予防接種実施状況調査について

## 1 予防接種実施状況調査の目的

本調査は、各市町村の予防接種に関する各種データを基に、生年別接種者割合や接種完了率等を解析し、その結果を提供することにより、各市町村の予防接種事業の運営確認やその課題と評価に資す目的で実施するものである。

- ・各予防接種の生年別接種者割合の把握
- ・各予防接種の生年別接種完了率の把握
- ・各予防接種の実施体制の把握
- ・法改正等による予防接種実施状況の変化に関する基礎資料の収集

## 2 対象

### (1) 調査対象

令和7年度調査では、県内全63市町村を対象とし、予防接種法に規定された痘そう及びヒトパピローマウイルス感染症を除くA類疾病について調査した。

### (2) 接種者数

接種者数は、各市町村が令和6年度に実施した各予防接種を生年別に集計し、調査票により報告された数とした。

### (3) 対象人口

埼玉県町(丁)字別人口調査の年齢階級別人口を基に、予防接種ごとの標準的な接種期間(次項で説明する。)に最も合致する年齢の人口を、各生年別に設定し使用した。なお、麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)については、標準的な接種期間の設定が無いため、定期接種の対象者に最も合致する年齢の人口を各生年別に設定し使用した。

令和6年度調査より使用している埼玉県町(丁)字別人口調査の年齢階級別人口は、住民票を基にした集計であり、外国人を含めた調査が実施されている。また、各予防接種における標準的な接種期間に最も合致する年齢の人口について、各生年に対応した調査年の人口(P5参照)を設定することで、接種時点までの当該市町村での転出入の影響を軽減することが可能となる。

### 3 算出方法

#### (1) 各予防接種の生年別接種者割合の算出

各予防接種について、集計した令和6年度接種者総数における生年別接種者の割合を算出した。

**【例：令和6年度 DPT-IPV1期初回1回目接種者の令和6年生接種者割合】**

$$\frac{\text{令和6年度 DPT-IPV1期初回1回目の令和6年生接種者数}}{\text{令和6年度 DPT-IPV1期初回1回目の接種者総数}} \times 100$$

#### (2) 各予防接種の生年別接種完了率の算出

令和7年度調査の調査対象とした令和6年度生年別接種者数を、平成28年度から令和5年度生年別接種者数に積み上げ、その合計値を対象人口で除して算出した（接種完了率の算出に使用した対象人口の詳細については、P5の【各予防接種の標準的な接種期間に最も合致する開始年齢及び各生年にて用いた埼玉県町（丁）字別調査の一覧】を参照）。

【例：平成28年生～令和6年生のDPT-IPV1期初回1回目の接種完了率の算出について】

◎令和6年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和6年度 令和6年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{令和7年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

◎令和5年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和5年度 令和5年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数} + \text{令和6年度 令和5年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{令和6年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

◎令和4年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和4年度 令和4年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数} + \text{令和6年度 令和4年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{令和5年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

◎令和3年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和3年度 令和3年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数} + \text{令和6年度 令和3年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{令和4年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

◎令和2年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和2年度 令和2年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数} + \text{令和6年度 令和2年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{令和3年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

◎令和元年生の接種完了率

$$\frac{\text{令和元年度 令和元年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数} + \text{令和6年度 令和元年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{令和2年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

◎平成30年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成30年度 平成30年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数} + \text{令和6年度 平成30年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{令和元年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

◎平成29年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成29年度 平成29年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数} + \text{令和6年度 平成29年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{平成30年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

◎平成28年生の接種完了率

$$\frac{\text{平成28年度 平成28年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数} + \text{令和6年度 平成28年生のDPT-IPV1期初回1回目接種者数}}{\text{平成29年 埼玉県町(丁)字別人口調査における0歳児人口}} \times 100$$

※定期予防接種期間に接種された標準接種期間以外の報告数についても接種者数として積み上げて接種完了率を算出し、令和6年度市町村別予防接種実施結果にまとめた。

【各予防接種の標準的な接種期間に最も合致する開始年齢 及び 各生年にて用いた埼玉県町(丁)字別調査の一覧】

各生年で、表に記載された年の埼玉県町(丁)字別人口調査における、予防接種毎の標準的な接種期間に最も合致する年齢の人口を使用。

	DPT-IPV-Hib*			
	1期初回1回目	1期初回2回目	1期初回3回目	追加
標準的な接種期間に最も合致する年齢	0歳	0歳	0歳	1歳
令和6年生	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査	-

\*DPT-IPV-Hibは、2024年4月1日から定期接種に追加されたため、現時点では令和6年生のみ、標準的な接種期間に最も合致する年齢となります。

	DPT-IPV及び不活化ポリオ				MR**	
	1期初回1回目	1期初回2回目	1期初回3回目	追加	1期	2期
標準的な接種期間に最も合致する年齢	0歳	0歳	0歳	1歳	1歳	6歳
平成28年生	平成29年調査	平成29年調査	平成29年調査	平成30年調査	平成30年調査	令和5年調査
平成29年生	平成30年調査	平成30年調査	平成30年調査	平成31年調査	平成31年調査	令和6年調査
平成30年生	平成31年調査	平成31年調査	平成31年調査	令和2年調査	令和2年調査	令和7年調査
令和元年生	令和2年調査	令和2年調査	令和2年調査	令和3年調査	令和3年調査	-
令和2年生	令和3年調査	令和3年調査	令和3年調査	令和4年調査	令和4年調査	-
令和3年生	令和4年調査	令和4年調査	令和4年調査	令和5年調査	令和5年調査	-
令和4年生	令和5年調査	令和5年調査	令和5年調査	令和6年調査	令和6年調査	-
令和5年生	令和6年調査	令和6年調査	令和6年調査	令和7年調査	令和7年調査	-
令和6年生	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査	-	-	-

	日本脳炎			水痘	
	1期初回1回目	1期初回2回目	1期追加	1回目	2回目***
標準的な接種期間に最も合致する年齢	3歳	3歳	4歳	1歳	1歳
平成28年生	令和2年調査	令和2年調査	令和3年調査	平成30年調査	平成30年調査
平成29年生	令和3年調査	令和3年調査	令和4年調査	平成31年調査	平成31年調査
平成30年生	令和4年調査	令和4年調査	令和5年調査	令和2年調査	令和2年調査
令和元年生	令和5年調査	令和5年調査	令和6年調査	令和3年調査	令和3年調査
令和2年生	令和6年調査	令和6年調査	令和7年調査	令和4年調査	令和4年調査
令和3年生	令和7年調査	令和7年調査	-	令和5年調査	令和5年調査
令和4年生	-	-	-	令和6年調査	令和6年調査
令和5年生	-	-	-	令和7年調査	令和7年調査
令和6年生	-	-	-	-	-

	Hib				小児用肺炎球菌			
	初回1回目	初回2回目	初回3回目	追加	初回1回目	初回2回目	初回3回目	追加
標準的な接種期間に最も合致する年齢	0歳	0歳	0歳	1歳	0歳	0歳	0歳	1歳
令和元年生	令和2年調査	令和2年調査	令和2年調査	令和3年調査	令和2年調査	令和2年調査	令和2年調査	令和3年調査
令和2年生	令和3年調査	令和3年調査	令和3年調査	令和4年調査	令和3年調査	令和3年調査	令和3年調査	令和4年調査
令和3年生	令和4年調査	令和4年調査	令和4年調査	令和5年調査	令和4年調査	令和4年調査	令和4年調査	令和5年調査
令和4年生	令和5年調査	令和5年調査	令和5年調査	令和6年調査	令和5年調査	令和5年調査	令和5年調査	令和6年調査
令和5年生	令和6年調査	令和6年調査	令和6年調査	令和7年調査	令和6年調査	令和6年調査	令和6年調査	令和7年調査
令和6年生	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査	-	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査	-
令和7年生	-	-	-	-	-	-	-	-

	BCG	B型肝炎		
		初回1回目	初回2回目	追加
標準的な接種期間に最も合致する年齢	0歳	0歳	0歳	0歳
令和元年生	令和2年調査	令和2年調査	令和2年調査	令和2年調査
令和2年生	令和3年調査	令和3年調査	令和3年調査	令和3年調査
令和3年生	令和4年調査	令和4年調査	令和4年調査	令和4年調査
令和4年生	令和5年調査	令和5年調査	令和5年調査	令和5年調査
令和5年生	令和6年調査	令和6年調査	令和6年調査	令和6年調査
令和6年生	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査
令和7年生	-	-	-	-

\*\*MRについては、定期接種実施要領による標準的な接種期間の設定が無いため、定期接種の対象者に最も合致する年齢を使用しています。

\*\*\*水痘2回目の標準的な接種期間に合致する年齢は、おおむね1歳6か月から2歳3か月に該当し、年齢を跨いでいます。そのため、開始年齢に該当する1歳を使用しています。

- : 当該生年における標準的な接種期間に最も合致する年齢の人口を対象とした埼玉県町(丁)字別人口調査の結果が公表されていないため、対象人口の設定が出来ません。

	口夕1価		口夕5価		
	1回目	2回目	1回目	2回目	3回目
標準的な接種期間に最も合致する年齢	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
令和3年生	令和4年調査	令和4年調査	令和4年調査	令和4年調査	令和4年調査
令和4年生	令和5年調査	令和5年調査	令和5年調査	令和5年調査	令和5年調査
令和5年生	令和6年調査	令和6年調査	令和6年調査	令和6年調査	令和6年調査
令和6年生	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査	令和7年調査
令和7年生	-	-	-	-	-

## 4 その他

### (1) 生年別接種者数の把握について

平成9年度の予防接種実施データを基に平成10年度から実施してきた埼玉県予防接種調査は、市町村が当該年度に実施した年齢別接種者数の報告（例：0歳児の接種者は何名か）としていたが、平成18年度調査からは、生年別接種者数の報告（例：平成18年生の接種者は何名か）に変更した。

この背景には、接種状況の観察期間が1年間に渡るため、接種方法の変更（法改正に伴う対象年齢の変更など）で接種時期に影響があった場合は、当該年の接種者数に大きな変動が生じ、接種完了率が不正確になりやすいという問題点があった。このため、接種方法の変更があった場合にもその影響を受けず、正確な調査結果として反映できるよう、接種者数を生年別集計に改め、生年コホートとした。

また、本調査の主目的の1つは長期に渡る生年コホート調査であり、各生年の接種者の割合を把握することである。集計・解析の中間段階で、結果に矛盾が生じた市町村には、過去のデータに遡って確認を依頼した。その結果、修正報告のあった市町村について、新たに報告された接種者数に修正し、各生年別に接種者数を積み上げ、集計・解析を行った。

### (2) 予防接種の対象者、使用間隔、標準的な接種期間及び標準的な接種間隔

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び定期接種実施要領（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知別添）に、対象者、使用間隔、標準的な接種期間及び標準的な接種間隔が示されている。本資料集ではこれらを基に記述している。

なお、標準的な接種期間については、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症の第1期初回接種（生後2月に達した時から生後7月に達するまで）のように一定の期間が定められているものと、第1期追加接種（初回接種終了後から6月から18月までの間隔をおく）のように、初回接種の終了時点により標準的な接種期間が異なるものがある。本調査においては、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症の第1期追加接種の標準的な接種期間について、およそ次の年齢範囲にあるものと想定して解析を行った。標準的な接種期間の開始については、1期初回接種が開始できる最も若い生後2月から、最短の標準的な接種間隔20日をあけて3回接種し終わった後に、1期追加接種まで6か月の期間をおいた概ね0歳9か月とした。また、標準的な接種期間の終了については、1期初回接種が開始できる最も遅い生後7月から、最長の標準的な接種間隔56日をあけて3回接種した後に、1期追加接種まで18か月の期間をおいた概ね2歳5か月であるとした。水痘の2回目接種についても、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症と同様の方法で標準的な接種期間を算出した（水痘の2回目接種の標準的な接種期間：概ね1歳6か月から2歳3か月）。

### (3) 保健所について

平成22年4月1日に県内の保健所が再編され、朝霞・春日部・幸手・坂戸・草加・狭山保健所の管轄市町村が変更となった。また、平成27年4月1日に春日部保健所管内であった越谷市が中核市となったため、越谷市保健所が設置された。さらに、平成30年4月

1 日には川口市が中核市となったため、川口市、蕨市、戸田市を管轄していた川口保健所が、蕨市及び戸田市を管轄する南部保健所となり、川口市保健所が設置された。

本資料集では、埼玉県保健医療政策課ウェブサイトの『埼玉県の保健所』を引用した。また、保健所管轄市町村の区分は全て再編後に合わせて表記した。

#### 再編後の保健所の管轄市町村

保健所名	管轄市町村
南部	蕨市、戸田市
朝霞	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部	春日部市、松伏町
草加	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須	行田市、加須市、羽生市
幸手	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
さいたま市	さいたま市
川越市	川越市
越谷市	越谷市
川口市	川口市